

# 電気化学会北陸支部規約

第 一 条 本支部は電気化学会北陸支部と称する。

第 二 条 次の地域内に在住する電気化学会会員は総て当支部に属する。

新潟県・富山県・石川県・福井県

第 三 条 本支部は電気化学工業の振興を計り会員相互の親睦、本部との連絡並びに電気化学会の発展を助成するを目的とする。

第 四 条 本支部の事務所を支部長の勤務地域または支部長の指示する都市におく。

第 五 条 本支部はその自的を達成するために次の事業を行う。

1. 講演会講習会及びその他の集会
2. 見学・視察
3. 調査・研究
4. その他必要なる事項

第 六 条 本支部に次の役員をおく。

支部長 一 名

幹 事 若干名

常議員 若干名

役員任期は二年とし再選を防げない。

第 七 条 支部長は支部の一切の事務を統理する。

幹事は支部長を補佐し会務を処理する。

常議員は支部に関する重要案件を審議する。

第 八 条 役員は当支部所属会員の投票により当支部会員中より之を選挙する。

役員任期発生はその通常総会の終了時よりとする。

第 九 条 役員に欠員の出来た時は補欠選挙を行う。ただし、幹事会において会務執行に差支えないと認めるときは、補欠選挙を行わない。補欠選挙による任期は、前任者の残任期間とする。

第 十 条 当支部の経費は本部よりの交付金その他から支弁する。

第十一条 毎年春季に通常総会を開き、事業報告、収支決算並びに事業計画収支予算その他重要会務に関し承認又は決議する。

ただし、必要のある場合は臨時総会を開くことができる。

第十二条 本規約を変更するときは当支部会員30名以上の出席した総会において出席議員の過半数同意の上電気化学会評議員会の承認をえなければならない。

前項の総会において会員は書面をもって決議権の行使を他の出席会員に委任することができる。

附 則 創立当初の役員は総会においてこれを選挙する。その中の半数は抽籤により任期一カ年とする。